

令和5年度事業計画

秋田船川水先区水先人会

秋田船川区水先人会は、会員の品位保持、水先業務の適正かつ円滑な遂行等を図るため、合同事務所の設置及び運営、水先人の要請並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行う。

これらの目的を達成するため、本会は会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し、日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるものの他、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和5年度は、昨年度に引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進する。水先業務の運営効率化、適確化及び船舶交通の安全確保等を継続して推進することにより、水先業務におけるより高い信頼性の構築を図っていく事とする。

2. 各事業

令和5年度は、次の具体的事業をおこなう。

(1) 適正化事業

- ・船舶の航行安全、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上に資するため関連の調査及び資料の収集と整備。
- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督。
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進。
- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施。
- ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取。

(2) 水先人の養成関連事業

- ・本年度は2級水先修業生が8月から修業する予定なので適切な指導及び訓練。

- ・日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進。

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務の的確な実施。
- ・会員のための料金収受事務の的確な実施。

(4) その他の事業

- ・新型コロナウイルス

関係省庁や県の関係部署等及び日本水先連合会からの指示・通達を記録・管理し共有して基本的な防疫に努める。また、感染者発生或いは発生が疑われる船舶に対する対応マニュアルにより有効な防疫をおこなう。

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開。

- ・通常総会

事業年度開始前2ヶ月以内及び経過後3ヶ月以内を開催する。

- ・会員に対する研修

会長が必要と認めた場合には研修を実施する。水先に関する技能の維持向上に努めなければならない。

- ・財務諸表、内部管理資料、及び翌事業年度の事業計画、当該事業年度の事業報告の作成。

以上